

(様 式)

産学官連携戦略展開事業（戦略展開プログラム）構想等調書

1 . 応募者

・機 関 名 称： 国立大学法人 京都工芸繊維大学

・機関の長（職・氏名）： 学 長 江 島 義 道

・事業実施組織名称： 産学官連携推進本部（学内組織改組により平成20年度設置予定）

・調書責任者
 所 属： 京都工芸繊維大学 研究協力課
 役職・氏名： 課長 志賀 均

2 . 事業計画の審査区分

審査区分	国際	特色					基盤
		特定分野	事業化	地域	大学等間連携	人材育成	

3. これまでの主な取組と現況

知的財産の創出・管理・活用の体制整備

本学では、平成16年度の国立大学法人化を機に、知的財産の機関一元管理を原則とする知的財産ポリシー等の学内ルールを整備し、大学で生み出される知的財産の創出～保護・管理～活用に関する体制整備・事業推進に努めてきた。

組織面においては、理事(副学長)を長とした法人側組織「知的財産本部」を設置し、運用管理等の基本方針を審議している。これに基づき、「知的財産評価審査部会」が実質的な活動主体として、届出発明の承継・審査請求要否の判断や共同出願契約の検討等を行う(体制図phase 1.参照)。同部会は、毎週定期的に開催されることから迅速な決定が実現されている。しかし、現在のところ積極的な承継方針が活用要充分結びついておらず、**事業性評価の観点から課題が残る状況**にある。この活用面については、広域TLO等に案件ごとの委託を行っているが、まだ連携が不十分であり特筆すべき成果を収めるまでに至っていない。

管理面では、これまで研究協力課の事務スタッフが主体となり業務を進めてきた。平成20年3月から**民間企業での知的財産業務経験者を「知的財産専門職」として雇用**し、管理体制の充実を図っているが、取扱案件の増加や業務の重層化・専門化のスピードに追いついていない状況である。

利益相反マネジメントの体制整備

平成19年2月に「利益相反マネジメントポリシー」を定め、マネジメントシステムの構築、啓発活動の推進、情報開示、産業界への理解要請、そして社会への説明責任の達成を目標に掲げている。

これらを実現するため、上記ポリシーと同時に制定された関連規則に拠るマネジメント委員会において、個別審議や細則制定を行う体制を整えている。今後は、個別案件への対応体制の整備にとどまらず、教員から年1回社会貢献等に関する活動調書の提出を求めるルールの策定とともに、利益相反のケーススタディによる注意喚起を目的とした冊子配付等により運用の実効化を図る。

秘密保持体制の整備(意図せざる技術流出の防止など)

本学の産学官連携活動における秘密保持は、学

外の企業等に対しても、学内の教員・学生に対しても、契約書や誓約書等に則った個別対応で処理しており、秘密情報等の管理に関する包括的ガイドラインの策定が急がれる。

一方、国際的な産学官連携活動推進の観点からは、JST「特許出願支援制度」を積極的に活用して海外特許出願を推進している。さらに、海外の企業等との共同研究等を想定した英文契約書雛形の策定により、「意図せざる技術流出」を防止する対策を講じる予定である。

その他全般に産学連携関連の紛争への対応(予防対応も含む)

産学官連携関連の紛争及び予防対応は、地域共同研究センター客員教授の弁護士に適宜相談することにより対処している。

しかし、産学官連携活動の進展に伴い海外の研究機関や企業との契約事案が増加している現状から、国際紛争リスクマネジメントをも含めた法務機能の体制強化が急務となっている。今後、近隣大学の先進的な取組を参照しつつ、ガイドライン作成等の体制整備を進めていく。

その他特筆すべき取組

発明協会～工業所有権情報・研修館の「大学知的財産アドバイザー」派遣事業の採択を受け、平成17年度から3年間、アドバイザー指導のもと体制整備を進めた結果、**権利共有企業の希望する実施形態に応じた柔軟な契約メニューの提示**等の取組を進めている。

平成19年度には知的財産本部の目標に「質の向上」を掲げ、**発明届出時の研究者自身による先行特許調査を義務化**する方針や、**学会発表等で公表済の発明は承継しない原則**を周知した。

その一方で、学会等発表が近づいている等の**緊急の場合に、研究と併行して知的財産本部客員教授と弁理士が特許出願をサポートする「緊急出願支援体制」**を構築しており、出願に伴う研究者の負担を軽減しつつ、有益な研究成果を知的財産として保護するための取組を進めている。

また、地域共同研究センターにおける特色ある取組として、学内の若手研究者の研究シーズの実用化可能性を探ることを目的とするCO-RESEARCH制度が実施されており、**若手研究者と企業等とのフィージビリティスタディーを支援**している。

4．産学官連携戦略

「総括」

イノベーションの推進に向け、民間では生まれにくい基盤技術や新たな知見を創出する能力を有する大学は、地域・社会から「知」の拠点としての期待がますます高まっている。

本学では、国立大学の中でも早期の平成2年に地域共同研究センターが設置され、これを中核とした産学官連携活動が推進されてきた。今後はそのノウハウを踏まえ、他大学、産業政策を担う地方公共団体、公設試験研究機関等との連携をさらに深めることにより、その成果を地域や社会に還元していくことを目指す。

「産学官連携戦略」

国立大学法人化を機に、本学の社会貢献面での理念として「優れた人的資源と知的資源とを十分に活かし、地域における文化の継承と未来の産業の発展に貢献するとともに、その成果を広く世界に問いかけ、国際社会における学術文化の交流に貢献する。」ことが謳われた。さらにこの理念に基づき平成17年度に定められた「**産学官連携ポリシー**」では、**産学官連携による社会貢献、地域産業活性化、新産業創出、及び人材育成等への積極的な取組を大学として進める**ことを表明している。

これらを実現するための戦略として、以下の3本の柱が地域共同研究センターで掲げられている。

- (1)京都市およびその周辺に存在する**地域中堅企業等との連携を強化し、先端的な科学技術分野でのイノベーションを主導**する。
- (2)本学が包括協定を締結している京丹後市、及び京都市近隣の公設試験研究機関等との連携により、**地域資源、蓄積された技術やノウハウ、ブランド等の強みを活かした地域振興**を目指す。
- (3)多くのベンチャー企業を生み出してきた京都の気風を受け継ぎ、**ベンチャーの有する知的資産等の強化による事業基盤の確立支援に注力**する。

戦略達成のための「マネジメント」に関すること。

本学では、**知的財産を「研究の高度化、産業界への技術移転やベンチャー育成による新産業創**

出を担うツールのひとつ」と捉え、これを用いた以下の具体的活動を進めることで上記戦略の達成を果たしていく。

- (1)企業等への特許ライセンスによる実用化
- (2)本学保有知的財産を基にした共同研究
- (3)知的財産活用のノウハウ・マネジメント指導

ただ、研究機関が社会(地域)貢献を目標に掲げた場合、学問分野を跨った多様なニーズに対応するためにも、また重複する業務を一元化し効率化を図る意味でも、連携によるメリットの確保は重要となる。

本学では、平成18年10月に京都府立医科大学及び京都府立大学との3大学連携に係る包括協定を、また平成20年3月に京都産業大学との包括協定をそれぞれ締結しており、これ以外にも他機関との連携に至る道筋は既に複数開かれている。しかし、産学官連携活動における有効なモデルケースの蓄積が残念ながら少なく、相手方からみて本学との連携へのインセンティブが充分には働きにくい状況となっている。

よって、**本学としてはまず独自の取組を積極的に進めることにより実績を重ね、その成功事例を携えて他機関との連携に歩を進める**戦術を採る。

戦略達成のためにあるべき「体制」に関すること。(体制図は「8．戦略達成のための体制」に記載)

これまで本学では、知的財産本部のもと研究成果である知的財産の創出～保護・管理～活用までの基本体制を整備してきたが、産学官連携戦略における知的財産の位置づけについては十分に論議されてこなかった。

これは、知的財産本部とは別に、産学官連携活動を担う組織として「産学官連携推進機構」(リエゾン推進を担う「地域共同研究センター」、起業化支援を行う「インキュベーションセンター」、及び学生の起業家精神涵養を担う「大学院ベンチャーラボラトリー」の連合体)が設置されており、双方の連携が充分に図れていない点にその原因の一端があった(体制図phase 1.参照[再掲])。

産学官連携の取組をより効率的に進めるためには、知的財産活動で学内関連組織に横串を刺し、目標・課題を共有する体制を再構築する必要がある。

5. 事業計画

産学官連携の取組や知的財産の管理・活用の「現状」に関すること。

これまで地域共同研究センターの専任教員及び産学官連携コーディネータを軸に、科学技術相談、ニーズ発掘のための企業訪問、研究シーズ調査・管理、ベンチャー支援活動、地域の経済団体・金融機関等との連携等が推進されている。

しかし、産学官連携の中核を担う組織と知的財産を取扱う組織が別個に活動していた経緯から、地域共同研究センター事業協力会会員企業を対象とした未公開特許内覧会を実施する等の取組事例はあったものの、**知的財産を用いて産学官連携活動を進めるための有機的かつ恒常的な協力体制が充分構築されているとはいえない現状**である。

産学官連携の「体制」に関すること。（体制図は「8. 戦略達成のための体制」に記載）

上記の問題を克服するため、本事業による産学官連携体制の整備にあっては、**従来「産学官連携推進機構」とは別組織であった「知的財産本部」を機構内に「知的財産センター」として組み入れ、理事・副学長(研究・産学連携等担当)が長を務める「産学官連携推進本部」のもとに一元化した体制に再編する**(体制図phase 2. 参照)。

また、従来の産学官連携推進機構において機構長及び各所属組織の長等により構成されていた「機構会議」を発展的に解消し、**常設の「産学官連携戦略室」に改組する**。同戦略室を**本学の学内及び対外的な産学官連携・社会(地域)貢献のワンストップ窓口として明確に位置づけるとともに、産学官連携プロジェクトや外部資金獲得等の企画・推進を行う場とすることで、産学官連携推進本部を構成する各組織との連携を強化する**。

さらに、産学官連携業務を事務的にサポートする研究協力課内の分掌もこれと併行して再編し、より効率的な管理体制の構築を進める。

産学官連携の「機能・活動」に関すること。

産学官連携コーディネータや、本事業により雇用の産学官連携マネージャーを配置する**産学官連携戦略室を司令塔として、日常的な研究シーズの把握の中で優れた知的財産を創出し、それをエンジンとする新たな産学官連携プロジェクト**

を推進するとともに技術移転等による新産業・ベンチャー創出につなげる体制構築を図る。さらに、知的財産の活用を産学官連携やベンチャー育成等と一体的に展開させることで、次の発明・新技術を生み出す「知的創造サイクル」を加速させる。

知的財産本部を改組した知的財産センターでは、産学官連携事業の中に知的財産活動を位置づけることで、これまで以上に社会(地域)への成果還元を意識した取組を進める。

具体的には、広域TLOやJST等との連携強化により、**先行技術や市場等調査による事業性評価を加味した承継判断が行える体制**とする。また、弁理士に出願明細書作成を依頼するにあたっても、単に技術内容の開示にとどまらず、知的財産センターの緊密な連携のもと**活用・実用化までを意識した請求項・明細書づくりを進める**。さらに、産学官連携戦略室が主導する**産学官連携プロジェクトの遂行にあたり、知的財産の効率的な権利確保や出願戦略等について提言を行う**。

これらを遂行するため、各技術分野の専門知識や市場動向に関する知見と、権利取得のノウハウを有する専門人材を本事業経費により配置する。

産学官連携及び知的財産の管理・活用についての事業期間終了後の「将来像」と年次計画に関すること。

本事業1年目は、本部長(理事・副学長)指揮のもと、一元的に産学官連携活動を推進するための学内組織再編を果たし体制の基礎を固め、併せて産学官連携推進本部全体としての目標を設定し共有を図る。

続く2年目には、産学官連携戦略室を中核として、学内の技術シーズに基づく産学官連携プロジェクトを企画・立案するスキームを軌道に乗せる。

事業最終年度には、過去2年間に遂行した事業を総括し、その間に蓄積した**知的財産を「ツール」として用いる産学官連携モデルケースの学外展開**を本格的に開始する。包括協定を締結している京都府立2大学や京都産業大学、京丹後市はもとより、その他の地方公共団体や公設試験研究機関等との連携もより強固なものとし、異分野融合研究や、大規模資金・設備を必要とする開発や試験の推進等、更なる社会(地域)貢献の実現を図る(体制図 phase 3. 参照)。また、連携機関と共有する知的財産の一元管理についても併せて検討する。

【応募機関名称：京都工芸繊維大学】

6. 事業計画の年度別計画

〔事業内容〕

年 度	事業内容
平成20年度	<p>目標：産学官連携事業を担う学内組織の一元化を進めるとともに、知的財産活動を軸とする産学官連携戦略の練り直しを行う。</p> <p>事業内容</p> <p>「産学官連携推進本部」の設置</p> <p>(1)組織再編を検討する作業部会の設置、学内規則の改正</p> <p>(2)産学官連携事業をバックアップする事務体制の再編</p> <p>知的財産活動を軸とする産学官連携戦略の策定と推進</p> <p>(1)シーズ発掘、起業、共同研究を一連のプロセスとするシステムの構築</p> <p>(2)産学官連携による成果・秘密情報の管理ガイドラインの検討・策定</p> <p>「産学官連携戦略室」の立上げ・活動準備</p> <p>(1)産学官連携プロジェクト推進に係る基本計画策定、体制整備</p> <p>(2)産学官連携マネージャー等関係スタッフの雇用</p> <p>研究室訪問による研究テーマ・技術シーズの把握、知的財産発掘</p> <p>京丹後市と共同実施している技術・経営相談会の拡充等による地域振興の推進</p>
平成21年度	<p>目標：産学官連携プロジェクト等を組織的に遂行するための体制を構築する。</p> <p>事業内容</p> <p>産学官連携プロジェクト、外部資金獲得、地域連携のための組織的取組の開始</p> <p>(1)技術シーズに基づく産学官連携プロジェクトの企画立案・遂行</p> <p>(2)プロジェクトメイキングに必要な研究テーマ別の特許情報等調査の遂行</p> <p>(3)国際的な産学官連携活動推進のための英文契約雛形等の検討・策定</p> <p>(4)他大学・地方公共団体・公設試等との本格的連携に向けた事前協議の開始</p> <p>産学官連携事業の一元化や、知的財産取扱いに関する学内外への周知・広報</p> <p>産学官連携活動を踏まえた知的財産の創出～保護・管理～活用</p> <p>(1)学内研究推進本部との連携による重点研究テーマでの知的財産の戦略的確保</p> <p>(2)技術シーズとの照合による保有知的財産の管理見直し</p> <p>(3)広域TLOとの包括契約に基づく積極的なライセンス活動の推進</p> <p>ベンチャー創出・支援事業の本格展開(経営的側面からの支援も視野)</p>
平成22年度	<p>目標：他大学・地方公共団体・公設試等との産学官連携面での協力体制を強化するとともに、本事業終了後を見据え産学官連携戦略・体制の見直しを行う。</p> <p>事業内容</p> <p>他大学・地方公共団体・公設試等との協力体制の強化</p> <p>(1)包括協定に基づく府立2大学や京都産業大学との共同研究プロジェクトの推進</p> <p>(2)京都府や京都市の公設試験研究機関、包括協定に基づく京丹後市等との連携を柱とした、地域資源を活用しての実用化開発プロジェクトの推進</p> <p>産学官連携戦略等の一般化と見直し</p> <p>(1)諸施策の問題点・課題の洗い出しとこれに基づく産学官連携戦略の見直し</p> <p>(2)ライセンス活動の進捗状況を踏まえた取扱いの見直し</p> <p>(3)研究テーマ・技術シーズの再把握、知的財産の発掘</p> <p>国際的産学官連携活動におけるリスク回避のためのガイドライン検討</p>

【応募機関名称：京都工芸繊維大学】

6. 事業計画の年度別計画

〔数値目標〕

発明状況

	20年度	21年度	22年度
発明届出件数	60件	65件	65件

特許取得及び管理状況

特許権（国内）	20年度	21年度	22年度
出願件数	35件	35件	40件
登録(権利化)件数	4件	5件	5件
保有件数	10件	14件	18件

特許権（国内）のライセンス等収入

実施許諾・譲渡	20年度	21年度	22年度
件数	10件	10件	12件
件数（TLO経由）	5件	10件	15件
収入額	5,000千円	7,000千円	10,000千円
収入額（TLO経由）	3,000千円	6,000千円	9,000千円

共同研究（国内）受入実績

	20年度	21年度	22年度
受入件数	162件	166件	170件
受入額	129,600千円	132,800千円	136,000千円

受託研究（国内）受入実績

	20年度	21年度	22年度
受入件数	80件	82件	84件
受入額	400,000千円	410,000千円	420,000千円

その他特色ある知的財産活動

	20年度	21年度	22年度
中小企業との共同研究件数	45件	50件	60件
京都府立2大学、 京都産業大学との 共同特許出願件数	0件	4件	10件

【応募機関名称：京都工芸繊維大学】

7. 資金等計画

総表

(単位：百万円)

		19年度(実績)	20年度	21年度	22年度
大学等の総予算		7,209	7,400	7,400	7,400
産学官連携戦略全体金額		69	103	104	104
産学官連携経費割合		1.0%	1.4%	1.4%	1.4%
事業計画分		0	19	19	19
補助・支援事業					
JST「特許出願支援制度」		11	11	11	11
自己負担分 (財源)	間接経費等	14	14	14	14
	実施料等収入	0	0	0	0
	その他	44	59	60	60
	計	58	73	74	74
	(うち国内出願等経費)	8	8	8	8
	(うち外国出願等経費)	1	1	1	1
	負担割合	84.1%	70.9%	71.2%	71.2%

その他(産学官連携人材の派遣・配置)

(単位：人)

	19年度(実績)	20年度	21年度	22年度
大学知的財産アドバイザー	1	0	0	0
文部科学省産学官連携 コーディネータ	1	1	1	1
NEDOフェロー	0	0	1	1

【応募機関名称：京都工芸繊維大学】

7. 資金等計画

20年度事業計画の経費内訳

(単位：千円)

平成20年度(7月から翌年3月まで。)			
費目	種別	委託費の額	備考(消費税対象額を記載)
人件費	業務担当職員 産学官連携マネージャー、 知的財産マネージャー各1名	9,750	
	補助者	2,400	
	社会保険料等事業主負担分	1,580	
	計	13,730	消費税対象額
業務実施費	国内旅費	300	
	雑役務費 (TLO等への市場性調査委託)	4,800	
	計	5,100	
合計		18,830	

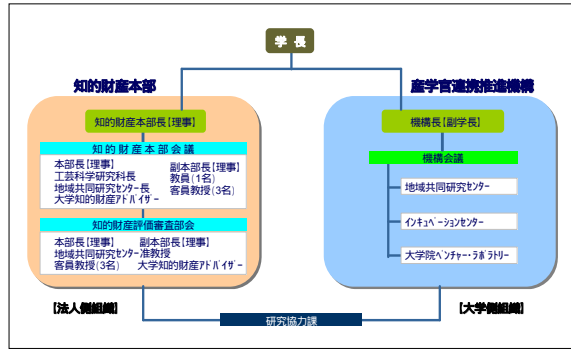
【応募機関名称：京都工芸繊維大学】

8. 戦略達成のための体制

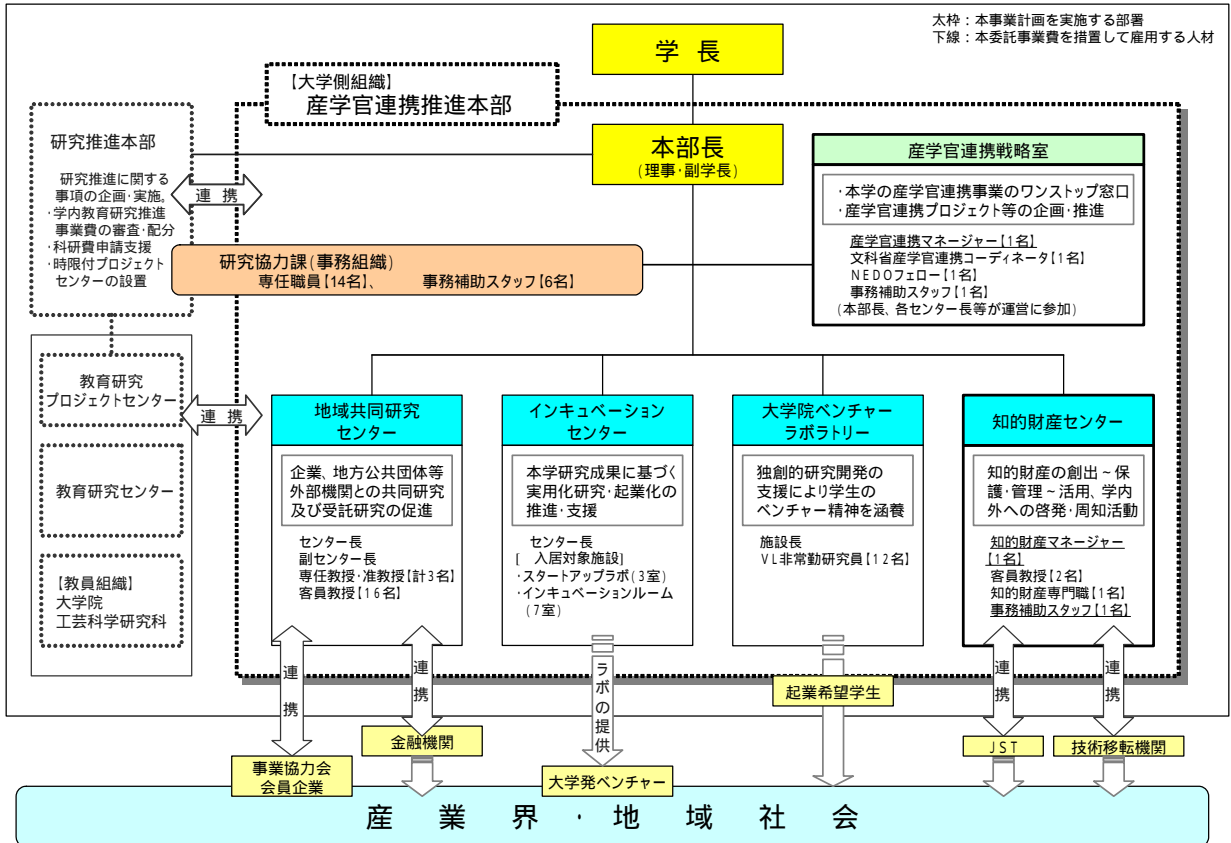
〔応募機関の体制図〕

応募機関における産学官連携組織の責任者
 氏名：竹永睦生
 役職：理事・副学長
 (研究・産学連携等担当)
 (産学官連携推進本部長(予定))

Phase 1. 現行組織体制



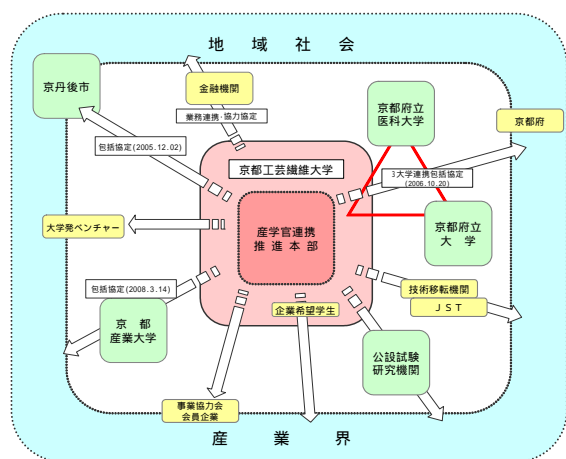
Phase 2. 本事業1 - 2年目
 (学内の産学官連携体制一元化の推進)



・連携機関の役割分担

- 事業協会会員企業
 地元産業界から財政的支援を受ける一方、大学シーズを活用することにより成果を還元
- 金融機関
 産学官連携活動での業務連携・協力協定に基づく中小企業等への技術支援等を通じた地域産業活性化推進
- JST・技術移転機関
 届出発明の事業性・特許性評価、大学出願特許の技術移転業務の委託、外国出願費用の支援
- 公設試験研究機関
 繊維/伝統産業等の地域振興に関わり深い分野での共同研究開発推進
- 京丹後市
 2005年12月締結の包括協定に基づく地域産業振興、新産業創出、人材育成等の推進
- 京都府立2大学
 2006年11月締結の包括協定に基づく医工農分野での共同研究開発プロジェクト等の推進
- 京都産業大学
 2008年3月締結の包括協定に基づく情報通信系、バイオ系分野での共同研究開発プロジェクト等の推進

Phase 3. 本事業3年目～終了後
 (他機関との本格的な連携推進)



【応募機関名称：京都工芸繊維大学】

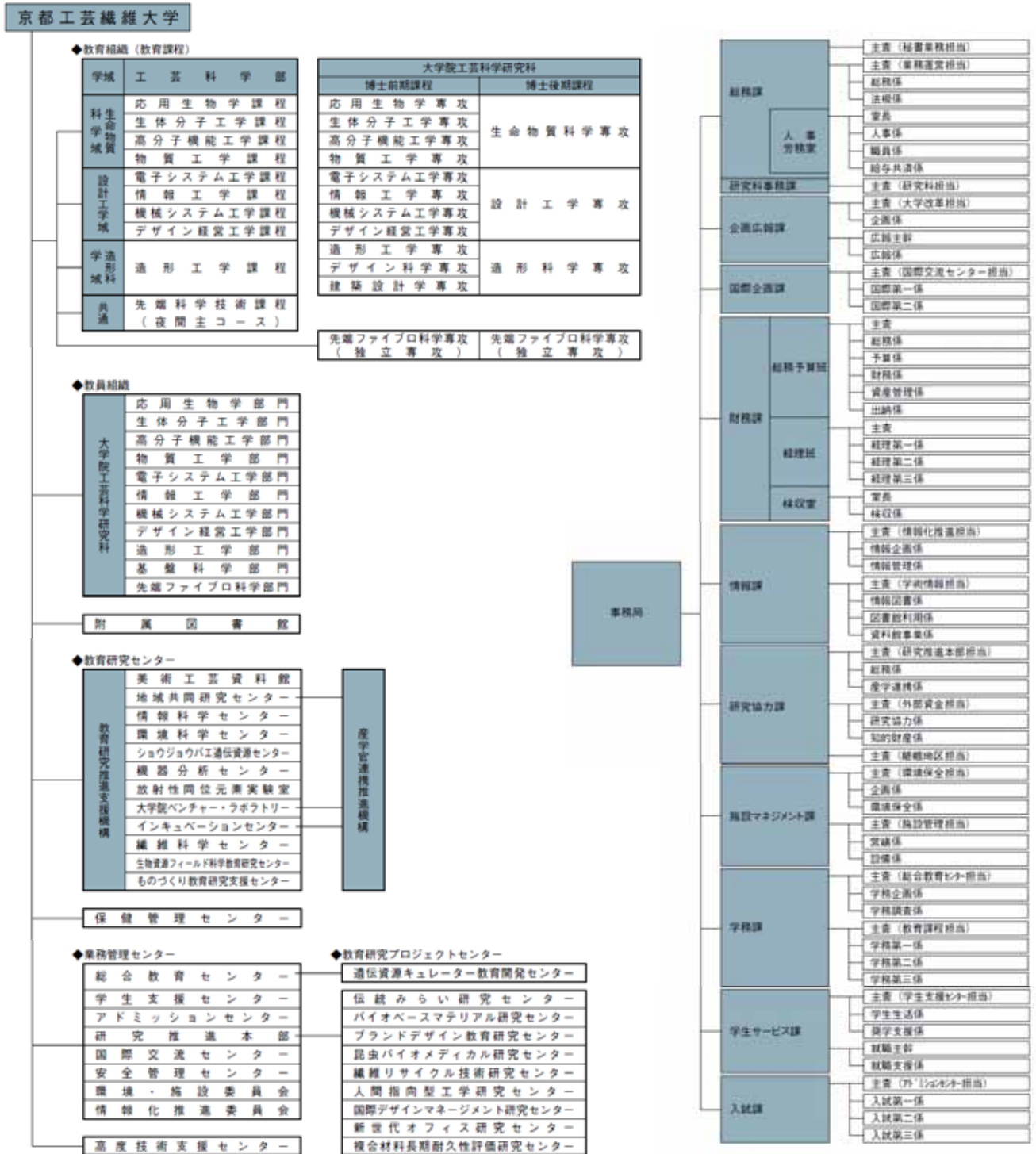
9. 機関の概要

本部所在地：京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地

機関の組織の概略：

教育研究組織

事務組織



【応募機関名称：京都工芸繊維大学】

概要説明

京都工芸繊維大学は、明治時代の前身校の頃より、京都の伝統文化・産業との深いつながりを持ち、時代の進展とともに発展を遂げながら、常に世の中に新しい価値を生み出す「ものづくりの精神」を受け継ぎ、同時に「科学」と「芸術」の2つの分野を専門領域とするユニークな研究・教育体制によって、鋭い感性と高度な技術・知識を併せ持つ、創造力豊かな人材の育成を目指してきた。

平成18年度からの新体制においては、研究・教育の目的をより明確にするために、教育研究組織の大幅な改組・再編を実施し3つの学域（生命物質科学域、造形工学域、設計工学域）を新設した。各学域は、本学に受け継がれる「ものづくりの精神」の要である「知（科学）」「美（造形）」「技（工学）」をつかさどる領域と位置づけられ、各学域においてそれぞれが専門性を高めると同時に、隣り合う3つの学域はお互いに刺激し合い、相乗効果を発揮できる柔軟な体制を整備することによって、「科学と芸術」「知と美と技」の融合、ひいては人間と自然の調和や、豊かな人間性と高い倫理性に基づく技術の創造を目指している。

学士課程では、従来の工芸学部・繊維学部を再編統合して工芸科学部を新設し、これまでの7学科を3学域10課程に再編した。また、博士前期課程は、主として高度な専門的知識・能力を持つ高度専門技術者の養成を行う課程と位置づけ、複数の研究室に所属することを可能とする制度や社会人にも対応するコースとして修士論文を必要としない実践的教育を行うための特定課題型コースを専攻内に設けるなどの工夫を行ったうえで既設の9専攻を12専攻に再編した。博士後期課程は、創造性豊かな優れた研究・開発能力を有し、自立して研究活動が行える研究者、高度技術者を養成することを目的とし、企業や他機関との共同研究への参画を積極的に推進し、実践体験により柔軟で応用力のある研究遂行能力を高めるよう工夫し、学士課程、博士前期課程との関係を明確にした4専攻に再編・整備した。

また、教育研究組織の大幅な改組・再編を機に、本学の伝統である繊維に関する教育研究を積極的に推進するため、「繊維科学センター」を、ものづくりに関わる教育研究活動の支援や高度加工技術に関する教育研究活動を推進するため、「ものづくり教育研究支援センター」を設置している。さらに、本学の長期ビジョンに掲げる「ヒューマン・オリエンテッド・テクノロジーの確立」に資するとともに、本学が学内外からの求めに応じて重点的に推進すべき教育研究プロジェクトを推進するため、学内公募により時限を定めて「教育研究プロジェクトセンター」を設置し、現在10センターが活動している。また、生命科学分野の研究に欠かすことのできない重要なモデル生物であるショウジョウバエ遺伝資源システムの維持・保存・開発並びに分譲を行う施設として世界に2つしかない「ショウジョウバエ遺伝資源センター」を設置し、世界の中核センターとしての役割を果たしている。

本学は、以上のように1学部1研究科の小規模の大学でありながら、バイオ、材料、情報、環境などの先端科学技術分野から造形・デザインまでの幅広い分野において、ものづくりを基盤とした「人に優しい実学」を目指した個性ある教育研究を行っているところに大きな特色を持つ。これらの教育研究体制を強力に下支えする組織として、10課の体制で構成される事務局が整備されている。

【応募機関名称：京都工芸繊維大学】

学部等・教員数：

学部等名	教員数					キャンパス の所在地
	教授	准教授	講師	助教	助手	
工芸科学研究科	118名	105名	3名	44名	7名	京都市
美術工芸資料館	1名					京都市
地域共同研究センター	1名	2名				京都市
情報科学センター	1名	1名		1名		京都市
環境科学センター	1名	1名				京都市
シヨウヨウハ工遺伝資源センター	1名		1名	1名		京都市
繊維科学センター	1名					京都市
生物資源フィールド科学教育 研究センター	3名	2名				京都市
保健管理センター	1名	1名				京都市
アドミッションセンター	1名	1名				京都市
研究推進本部	1名	1名				京都市
	計130名	計114名	計 4名	計 46名	計 7名	合計301名

キャッシュフロー計算書又は資金収支計算書（平成18年度）：

（キャッシュ・フロー計算書）

（単位：千円）

業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	1,979,931
人件費支出	5,333,543
その他の業務支出	306,474
運営費交付金収入	5,053,790
授業料収入	1,942,983
入学金収入	332,675
検定料収入	72,512
受託研究等収入	591,567
受託事業等収入	2,500
補助金等収入	18,000
寄附金収入	157,097
財産の貸付による収入	26,729
その他の収入	38,403
業務活動によるキャッシュ・フロー	616,307
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	297,607
有価証券の償還による収入	50,000
有形固定資産の取得による支出	786,600
無形固定資産の取得による支出	17,569
施設費による収入	698,013
小計	353,763
利息及び配当金の受取額	1,180
投資活動によるキャッシュ・フロー	352,582
資金増加額	263,725
資金期首残高	2,047,129
資金期末残高	2,310,854

【応募機関名称：京都工芸繊維大学】

10. 「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（平成15年7月知的財産戦略本部決定）への対応状況等について

大学知的財産本部とTLOが連携し各種方針・ルール策定の機能強化を図る。

対応済 対応できていない

平成19年度に3つの広域TLOと技術移転業務委託に関する契約をそれぞれ締結し、本学保有知的財産の活用に関する活動が緒についたところである。今後、発明評価段階からのTLO関係者参画等を進め、事業化までを見据えた承継判断能力の強化を目指すこととしている。

社会貢献が研究者の責務であることを大学等において明確に位置付ける。

対応済 対応できていない

産学官連携ポリシーにおいて、社会貢献を教育と研究に並ぶ大学の使命のひとつとして明確に位置づけている。

http://www.kit.ac.jp/04/04_130000.html

研究者の業績評価は研究論文等と並んで知的財産を重視する。

対応済 対応できていない

発明等の知的財産の出願状況については、研究論文と同様に昇給や賞与に連動した業績評価指標のひとつとしている。

透明性・公正性に配慮した評価システムを構築し学内に周知する。

対応済 対応できていない

学内専用webページに業務評価に関するスキーム、実施要領、様式等、またこれに連動した勤勉手当の支給細則を掲載し、周知を図っている。

発明に関する権利を承継し実施料収入を得た場合の発明者個人に還元すべき金額の支払ルールを明確化する。

対応済 対応できていない

国立大学法人京都工芸繊維大学発明等規則第7章に補償金の取扱いを規定している。

<http://www.ipo.kit.ac.jp/download/data/kisoku/hatsumei-rule19.03.15.pdf>

各大学の創意工夫に基づく特色ある大学知的財産本部の整備・充実・強化を図る。

対応済 対応できていない

本学ではポリシーや規則、知的財産の創出～保護・管理～活用に至る業務体制を完全とはいえないながらも一通り整備しており、年間の発明届出や出願件数も安定的な数値で推移しているが、現状では本学ならではの特色を生かした体制を構築する段階までには至っていない。知的財産専門職導入が決定した平成20年度以降は、産学官連携を推進するための「ツール」としての知的財産の位置づけを再確認したうえで、従来注力できなかった特色を生かしたマネジメント体制の構築を進める。

知的財産の創出・保護・活用に関する基本的考え方を確立する。

対応済 対応できていない

国立大学法人京都工芸繊維大学知的財産ポリシーに基本的考え方を明記している。

http://www.kit.ac.jp/04/04_110000.html

産学官連携と知的財産管理機能を集中し産業界からみた窓口の明確化を進める。

対応済 対応できていない

産学官連携活動を担う「産学官連携推進機構」と、知的財産を取扱う「知的財産本部」が別組織として分立しており、対外的に窓口が不明確である点は否定できない。本事業の実施と併行して組織の一元化を進めていく。

知的財産の機関一元管理を原則とした体制を整備する。

対応済 対応できていない

国立大学法人京都工芸繊維大学発明等規則第7条に本学帰属の原則を規定している。

<http://www.ipo.kit.ac.jp/download/data/kisoku/hatsumei-rule19.03.15.pdf>

【応募機関名称：京都工芸繊維大学】

特許出願しない発明の研究者への還元や自らの発明を異動先で研究継続できるような柔軟な措置を講じる。

対応済 対応できていない

本学発明等規則上、本学所属の研究者には発明等創出時の届出を義務付けているが、知的財産評価審査部会での審議により本学で承継しない旨決定した案件については、発明者に帰属するものとして、発明者の判断による自由な処分を認めている。また、発明者が学外転出した場合でも、本学が権利を有する知的財産により収入が生じた場合には、当該発明者に補償金を支払うことを規定している。異動先での研究継続にあたっても特段の制限は課しておらず、当該発明者が本学に対し権利の譲受けを希望した場合には柔軟に対応している。

産学官連携ルール（営業秘密、共同研究による知的財産の帰属等）や契約書の雛形などを整備し外部に公表する。

対応済 対応できていない

共同/受託研究の相手方に提示する契約書雛形についてはweb上に掲載している。また、知的財産に関する取扱いについてもweb上での掲載のほか、冊子を作成し配付している。
<http://www.liaison.kit.ac.jp/download.php>

企業と大学等の協議結果を踏まえた共同・受託研究契約の締結ができるよう柔軟性を確保する。

対応済 対応できていない

共同/受託研究の契約協議にあたっては、雛形に固執することなく、民間企業等の意向を踏まえて交渉し、妥協点を見出す手続を通例として行っている。また、発明等の共同の成果が生じた場合には、相手方が希望する実施形態に応じ柔軟に対応できるよう、あらかじめ5つの契約パターンを提示している。

<http://www.liaison.kit.ac.jp/download.php>

起業する研究者の求めに応じた権利の移転や実施権の設定を可能とする柔軟なルールを整備する。

対応済 対応できていない

国立大学法人京都工芸繊維大学知的財産ポリシーにおいて、発明者が起業化を要望した発明に対する柔軟な取扱いを明記している。
http://www.kit.ac.jp/04/04_110000.html

研究マテリアルの移転条件や移転手続きを定めたルールの周知を図り、使用の円滑化を図る。

対応済 対応できていない

国立大学法人京都工芸繊維大学発明等規則第10章に研究マテリアルの取扱いを規定している。
<http://www.ipo.kit.ac.jp/download/data/kisoku/hatsumei-rule19.03.15.pdf>

発明者の明確化、共同研究成果の明確化等に資する研究ノートに記載・管理方法について研究・教育を実施し研究ノートの使用を奨励する。

対応済 対応できていない

知的財産本部客員教授による研究室訪問において、研究者側の研究成果管理に係る助言や学生への指導は適宜行っているが、現時点では知的財産本部の方針として明確に研究者に対し研究ノートの使用を推奨するまでは行っていない。ただし、発明届出時に行うヒアリングの場で共同発明者の役割分担の確認や人数絞込みの指導、共同出願人が存在する場合の貢献や役割の確認等を行うことにより発明者への啓発を進めている。

【応募機関名称：京都工芸繊維大学】

11. 現状に関するデータ

発明状況

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
発明届出件数	51件	54件	45件	62件	55件

特許取得及び管理状況

特許権（国内）	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
出願件数		23件	32件	39件	33件
登録(権利化)件数		0件	0件	1件	1件
保有件数		4件	4件	5件	6件

特許権（国内）のライセンス等収入

実施許諾・譲渡	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
件数		0件	2件	4件	8件
件数（TLO経由）		0件	0件	0件	0件
収入額		0千円	200千円	4,060千円	2,450千円
収入額（TLO経由）		0千円	0千円	0千円	0千円

共同研究（国内）受入実績

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
受入件数	140件	130件	127件	147件	158件
受入額	132,667千円	141,185千円	137,675千円	201,266千円	127,682千円

受託研究（国内）受入実績

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
受入件数	38件	45件	60件	64件	78件
受入額	326,112千円	326,433千円	349,312千円	481,222千円	426,024千円

その他特色ある知的財産活動

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
中小企業との共同研究件数	50件	49件	36件	39件	36件
知財発掘のための研究室訪問	0件	21件	29件	16件	27件